

令和3年上野原市教育委員会第2回臨時会議事日程

日時：令和3年5月10日（月）午後4時00分

会場：上野原市文化ホール1階 会議室1

第1 議事

議案第12号 上野原市教育委員会教育委員の辞職の同意について

第2 その他

なし

令和3年上野原市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 開会日時 令和3年5月10日(月)午後4時00分
2 閉会日時 令和3年5月10日(月)午後4時20分
3 会 場 上野原市文化ホール1階 会議室1

4 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育長職務代理者	土屋 すみじ
	委 員	白倉 亮子
	委 員	降矢 俊彦

傍 聴 者 なし

出席職員	学校教育課長	安藤 哲也
	社会教育課長	織田 輝彦
	学校教育課教育総務担当リーダー	関戸 広延
	学校教育課教育総務担当副主査(事務局)	中島 朋子

5 開 会
事務局

ご起立願います。礼。ご着席ください。

土屋教育長職務代理者

令和3年上野原市教育委員会第2回臨時会を開会します。

ただいまの出席委員は3名です。富田委員は所用により、欠席の連絡がありました。

本日の議事日程は、お手元に配布しました議事日程のとおりです。

6 議事

土屋教育長職務代理者

日程第1、議事。

本日の議案は、議事日程のとおり1件でございます。それでは議事を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第12号「上野原市教育委員会教育委員の辞職の同意について」でございます。

本案件ですが、土屋教育長職務代理者から、令和3年5月6日付けで、令和3年5月26日をもって教育委員の職を辞したいと辞職願が提出されました。教育委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定

により、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があるため、審議をお願いするものでございます。

土屋教育長職務代理者からの辞職願を議案に添付してございますので、ご確認をお願いいたします。

なお、議案第12号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、土屋教育長職務代理者は議事に加わることはできませんので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の2の規定に基づき、議長を白倉委員にお願いいたします。

白倉委員

それでは、教育長職務代理者に代わりまして、議長を務めます。よろしくお願いたします。

議案第12号「上野原市教育委員会教育委員の辞職の同意について」を審議します。

ただいま議題となりました議案は、人事案件であるところから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開会議としたいと思いますが、これに異議はございませんか。

各委員

異議なし。

白倉委員

異議なしと認めます。したがって議案第12号は非公開とします。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、土屋教育長職務代理者は議事に加わることはできませんので、土屋教育長職務代理者は退席をお願いいたします。

(土屋教育長職務代理者退室)

【 会 議 を 非 公 開 と す る 】

議案第12号について審議した結果、教育長職務代理者の辞職について同意された。

【 会 議 を 公 開 と す る 】

白倉委員

それでは、審議が終了しましたので、土屋教育長職務代理者の入室を求めます。

(土屋教育長職務代理者入室)

土屋教育長職務代理者が着席されました。議案第12号「上野原市教育委員会教育委員の辞職の同意について」は、本日付けで同意することに決定いたしましたの

で、土屋教育長職務代理人にお知らせいたします。

議案第12号の審議につきましては以上で終了とします。

議長を土屋教育長職務代理人へ交代します。土屋教育長職務代理人、よろしくお願ひします。

土屋教育長職務代理人

ありがとうございました。引き続き議長の任を務めさせていただきます。

7 その他

土屋教育長職務代理人

日程第2、その他。

本日予定されているその他はありませんが、各委員から何かございますか。

各委員

ありません。

土屋教育長職務代理人

事務局から何かありますか。

事務局

ありません。

土屋教育長職務代理人

それでは、以上でその他を終了します。

8 閉会

土屋教育長職務代理人

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで、令和3年上野原市教育委員会第2回臨時会を閉会します。

事務局

ご起立願ひます。礼。ありがとうございました。

記録 令和 3年 5月 10日

事務局 教育総務担当

承認 令和 3年 5月 25日

教育長職務代理者

教 育 委 員
